福知山市監査委員告示第４号

令和元年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、地方自治法第１９９条第１２項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和２年１月２９日

福知山市監査委員　　長　坂　　勉

福知山市監査委員　　足 立　　伸 一

市民病院事務部　総務課

監査の結果	講じた措置
1　歳出について 　機器の購入設置契約にかかる経理処理において、勘定科目の区分を誤って処理されているものがあった。適正な事務処理に努められたい。	1　歳出について 　今後適正な事務処理に努める。
2　契約について 　業務委託の契約において、競争入札として取扱うべきところを随意契約としているものがあった。また、業者選定についても基準が明確とはいえなかった。慎重な契約事務を心がけられたい。	2　契約について 　今後福知山市財務規則等、関係法令を遵守し、慎重な契約事務に努める。

市民病院事務部　医事課

監査の結果	講じた措置
1　歳入について 　物品の貸出しにかかる預り保証金において、貸出し件数と帳簿残高が整合しておらず、預り後１０年以上経過しているものも見受けられた。貸出し物品が未返却となった場合などの対応を明確に規定するとともに、預かった保証金については病院事業会計規程に基づき事業会計において経理処理するよう改め、管理の適正化に努められたい。	1　歳入について 　預り保証金は病院事業会計規程に則り経理処理を行った。新規貸出及び未返却物品の対応については事務手順と様式を策定し運用開始した。

上下水道部　経営総務課

監査の結果	講じた措置
1　歳入について 　その他預り金の勘定科目において、計上すべき勘定を誤っていたもの、計上されている金額の根拠が明瞭でないものがあった。適正な経理処理に努められたい。	1　歳入について 　勘定科目に誤りのあったものについては、正規の科目への振替処理を行った。 　また、金額の根拠が明瞭でないものについては、総勘定元帳の存在が確認できる年度まで遡り調査を行った上で、適正な科目への振替処理を今年度中に行う。 　不適正な事務の再発防止のため、チェック体制を強化し、事務改善を行った。